

男性労働者の育児休業と育児目的休暇の取得割合

「情報公表」

社会福祉法人 京都総合福祉協会では、職員が仕事と家庭を両立できる職場環境の整備に取り組んでおります。その一環として、女性職員だけでなく男性の育児休業取得及び育児目的休暇取得の促進をしています。

対象期間：令和6年事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

| 育児休業をした男性労働者の数 (A) | 小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数 (B) | 配偶者が出産した男性労働者の数 (C) | 男性労働者の育児休業と育児目的休暇の取得割合 (A+B)/C |
|-----------------------|--|------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 4 | 2 | 250% |

（注釈・説明）

- ・ 育児・介護休業法に基づき男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合を公表しています。
- ・ 育児休業は出生時育児休業（産後パパ育休）を含みます。
- ・ 育児目的休暇は、法定の育児休業や子の看護等休暇を除き、「配偶者出産休暇」及び「育児目的休暇」の取得者数としています。